

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 令和2年11月25日(水) 13:08～14:09

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

阪口 保 委員長

小林 誠 副委員長

植村 佳史 委員

奥山 博康 委員

山村 幸穂 委員

猪奥 美里 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

欠席委員 なし

出席理事者 金剛 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 11月定例会県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○阪口委員長 ただいまの説明、報告、または、その他の事項も含めて質問があればご発言願います。

○山村委員 それでは、質問させていただきます。

最初に、コロナ禍の影響で支援を求めているシングルマザーなどの貧困家庭の実態、それに対する対策について伺いたいと思います。

各種調査などで、職を失った非正規雇用の女性の方がかなり増えていることが明らかになっています。ひとり親世帯を支援している方の取組などもあるけれども、収入減がたちまち暮らしを直撃しています。食事は1日2食にしている、あるいは、あしたのお米がないという深刻な状況が地域で見られます。私の地元の民生委員も、どうしたらよいかという相談を受けています。実際にこども食堂に来ている方から聞いたのですけれども、こども食堂が行っている食料品の支援などを求める方がとても増えているという

ことです。県では今のこのような実態をどのように把握しているのか、また、多分市町村で取り組むことが多いと思うのですが、県としてはどういう支援を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○矢富こども家庭課長 県が昨年度実施した子どもの生活に関する実態調査の結果では、母子世帯の勤務形態は正社員・正職員が約5割にとどまっています。

また、山村委員お述べのとおり、国の勤務形態のデータでも、今回のコロナ禍において非正規雇用で働く多くの女性が仕事を失うなど、女性の就労が大変厳しい状況であると認識しています。

県の相談窓口であるスマイルセンターや、福祉事務所に配置され、自立に必要な情報提供、相談等の支援を行う母子父子自立支援員には、例えば、営業不振によって退職を迫られたなどの切実な相談が寄せられています。これらの相談に対しては、例えば、既に県の母子父子寡婦福祉貸付金を受けているひとり親世帯等には支払い猶予制度の適用の調整を実施したり、市町村社会福祉協議会が窓口になっている緊急小口資金の申請につないだりするなどの対応をしてきたところです。

山村委員お述べのとおり、県内では、コロナ禍において困っている親子に対して、NPO、市町村社会福祉協議会やこども食堂などが食品を届ける取組が広がりつつあると思っています。既に、新型コロナウイルス感染症関係の補正予算で、こども食堂が実施するテイクアウトやデリバリー活動に対する補助を実施しているところです。地域には食品等を提供できる企業、個人がまだまだいると思っています。活動したい人と、食品等物資を提供したい人を結びつけて、地域の人が自分たちの地域の親子を支える活動がたくさん生まれて定着するような支援が大切であると考えています。

このため、誰もが参画できるよう活動のハードルを低くして、多様な人が自分たちのできる範囲で地域の親子に関われる仕組みを市町村と一緒に考えて、広げていきたいと思っています。

県では、ひとり親世帯の方々が、新型コロナウイルス感染症により、子育て、家計や就労状況などにどのような影響を受けているか実態を把握するためのアンケート調査を実施しているところです。今後、このアンケート調査の結果を踏まえて、取組を検討していきたいと考えています。

○山村委員 今、いろいろな方が支援の手を差し伸べたいということで立ち上がっています。私たちが関係するところでも、食料の支援等をしたいと声をかけると、物がたく

さん集まってきます。カンパも思った以上にすごく大勢の方がしてくれる状況です。そういう人たちの思いがきちんと困窮している人のところに届くような実行力のある仕組みづくりを県にはしてほしいと思います。

もう1点お聞きしたい。政府の臨時特別給付金は出ましたが、1回限りです。今の状況で年末を迎えて、経済的困難が精神的な苦しさにつながって、子どもたちにも暗い影を落としています。このままで年を越せるのかという状況にあります。1回のみ支給に終わらず、年末に向けて再度支給を求める要望が強く広がっています。これは国にお願いすることですけれども、県としても、国に対して要望するか、あるいは、何か考えていることはないのか、その点について伺います。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 今、山村委員からお話いただいたひとり親世帯臨時特別給付金は、原則として、児童扶養手当を受給している方に支給するものですが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し収入が減少した方には、児童扶養手当を受給していなくても、給付します。今の給付状況ですが、まず、児童扶養手当の受給者約1万人に対して給付を終えました。児童扶養手当の受給はなく、家計が急変した方については、申請を受けて給付するのですが、600人程度から申請を受けて支給を終えています。年末までに申請していただけるように今もアナウンスをしている最中です。山村委員がおっしゃったように、コロナ禍が今後どれぐらい続いていくかまだまだ不明な中で、1回限りの措置でよいのかという議論は私どもも聞いています。先ほどアンケート調査の話もありましたけれども、引き続き実態を見極めながら国等への訴えかけも検討していきたいと考えているところです。

○山村委員 ぜひとも、子どもたち、また、その家庭が安心して年を越すことができるように、支援の手を強めていただけるように、県としても、実態調査を含めて新たな対策を考えていただくとともに、国にも強く求めていただきたいと思います。

次に、お伺いしたいのですが、今、説明があった第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画と第2次奈良県子どもの貧困対策及びひとり親家庭等自立促進計画の両方に関わってくると思うのですが、貧困状況に置かれている家庭の子育てへの支援についてです。貧困と虐待は非常に密接に関わっている問題です。生活基盤が脆弱な家庭をどのように支えていくかが非常に大きな課題です。計画では、その対策をきっちりまとめていただいています。子ども家庭総合支援拠点が果たす役割が重要ということで、全ての市町村に設置する計画になっているとお伺いしました。

それはすごく大事だと思います。子ども家庭総合支援拠点の役割は、非常に多岐にわたっています。多くの専門機関との調整も含めて、ソーシャルワーク的な活動ができる高い専門性を持った職員が必要と思うのですが、設置していこうという気持ちが市町村にあっても、人の配置、有能な人材の確保に難しさがあると聞いています。これまでも、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センターで支援していただいています。これもとても大事です。これも含めて全体的なネットワーク、相互関係を強めて子どもを応援していくということですので、人材確保は大事だと思っています。県では専門性を高めていくために研修を行ったり、人を増やすための努力をしたりしていると聞いています。市町村の子ども家庭総合支援拠点の状況はどうなっているのか、今後どのように進めていこうとしているのか伺いたいと思います。

○矢富こども家庭課長 子ども家庭総合支援拠点については、現在11市町村が設置しています。来年度は4市町が設置する予定と聞いています。県では、設置促進のために市町村ヒアリングを実施しているところです。その中で、子ども家庭総合支援拠点に配置する必要がある社会福祉士等の専門職の確保が課題であることが明らかになりました。児童相談所の児童福祉司任用前研修の修了者も子ども家庭総合支援拠点の担当職員として認められることから、今年度の研修には8市町村からの参加がありました。

また、子ども家庭総合支援拠点の専門職員の相談スキルを高めるため、児童福祉担当職員や母子保健担当職員を対象に、里親や障害を持つ子どもの親の支援をテーマとした研修会を開催することも予定しているところです。

○山村委員 研修を実施して専門性を高めるよう、専門的な知識を持った人の配置ができるよう努力することは大変大事だと思っています。

ただ、この人たちが現場で力を発揮して頑張っていただくためには、正規職員として就くことが大変大事だと思います。今の厚生労働省の予算を見たら、正規雇用として配置するには補助が大変少なく、市町村の負担が大きいと思います。市町村の中で専門職を正職員としてきちんと配置していくのが本来の在り方だと思います。そういうことができる仕組みが必要ではないかと思っています。

コロナ禍で特に問題になってきたのが、弱い立場の人たちに大きな影響が出てきていることです。困難の中でも何とか自立して生活していこうとしている人に対する支援、ケアは、今後の社会において、物すごく大事になってくるとつくづく思います。そういうことで言いましたら、行政としてやるべき仕事の重点は、ケアを大切にしていける社会

にしていくことではないかと思っています。

これまでは、市町村は、職員の数を減らし、行政をスリム化してきました。仕事はいろいろしたいけれども、現実には職員がいなくて大変という状況が続いてきたと思うのです。そうではなくて、専門知識を持った職員が困っている人たちにきちんと支援を行う行政であってほしいと私は思います。お金がかかることなので、すぐにはできないかもしれないけれども、コロナ禍を通じて、これまでの行政の在り方も変えていくという立場で、県と市町村が一体となって、大事な仕事のスキルをもっと上げていくことができるように取り組んでほしいと思っています。

そのためには、当然、国も予算を増やしていただかなければならないと思います。今後、県にはそのような考え方で取り組んでほしいと思っています。もちろん、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会に來ている部署の方々は、もともとから、人に手厚い行政の仕事をしている方たちですけれども、さらにそれをよくしていくために、これまでのいろいろな人事の考え方を改めていかなければいけないと思っています。そういうことについての今後の展望やお考えを聞きたいと思っています。

○金剛こども・女性局長 市町村では、ケアについて、こども・女性局の所管では子育て家庭に対する相談対応や家庭への支援について、専門職、行政職という職種や、正規、非正規という雇用形態を問わず、一生懸命に取り組んでいただいている、ご苦労いただいていると認識しています。

山村委員お述べのように、きちんと十分なケアができる体制をつくっていくためには何が必要か、県としても、意見交換の場を持って直接市町村から聞いて、この先どうしていくかをしっかり考えていきたいと思っています。

○山村委員 今後、必要なところに必要な支援が行き届き、専門的な知識が生かされ、そして、専門職がさらに専門性を高めていくことができる環境をみんなで作っていくかなければいけないと思っています。私は、国も県もそういうことができるように応援することを願っています。

もう一点伺いたいのは、女性の活躍についてです。この間、先ほどからも答弁がありましたけれども、女性の働き方で私がすごく気になっていることは、政府の第5次男女共同参画基本計画案で、多様な就労ニーズに応える多様な働き方の環境整備という形で、非正規雇用やフリーランスなどを推進していることです。非常に問題だと思います。

女性が能力を発揮してやりがいを持って働くには、非正規ではなく正規で働ける環境

をつくるのが大事です。たとえ非正規であったとしても、労働条件として、同一労働・同一賃金という仕組みをきちんとつくっていくことが大切です。女性は安上がりの労働者ではないです。女性が能力を生かして働くことができる環境をつくっていくという視点がないと駄目ではないのか。国の第5次男女共同参画基本計画案について異議があります。奈良県では一人ひとりの女性が輝けると言っているけれども、今の女性の就労状況は、半分以上が非正規で、賃金も男性と比べて非常に少なく、これを根本から変えていかなくてはならないと思うのです。そういう点についてはどのようにお考えなのかお伺いします。

○西橋女性活躍推進課長 山村委員お述べのとおり、県の調査においても、女性に希望する職種を聞くと、勤務時間が柔軟で、休暇が取りやすく、あるいは、土日出勤がないことなどから、非正規や短時間労働が確かに多い。しかし、それは正規雇用で働いている女性が家庭と仕事の両立が非常に困難になっていることの裏返しではないかとも思っています。

男性の働き方がほぼ変わっていません。家庭と仕事を両立させるためには、まずは男性の働き方が変わっていかないといけないと我々も思っています。山村委員お述べのとおり、正規雇用であれば、賃金格差もなくなってくるので、女性が不安定で低賃金な働き方を目指すのではなく、男女共に仕事と家庭が両立でき、働きやすい職場づくりを目指したいと思っています。第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画にもこういった考え方を盛り込んでいければと思っています。

○山村委員 今、正規雇用の女性の賃金は、正規雇用の男性の7割、非正規雇用では4割ということです。女性の非正規雇用が男女の賃金格差と女性の貧困の原因になっていると思います。今ご答弁いただいたように、奈良県では、男女の賃金格差をなくし、女性には家事に時間を取らないといけないので正規雇用として働けないという制約があるが、男女とも労働時間を短くして互いに家庭の仕事もきちんとできるという本当の意味での男女共同参画につながるような方向を目指していると理解したので、その方向をしっかりと進めていただきたいと思います。

○猪奥委員 私も、今ほど山村委員がおっしゃったように、今作っていただいている第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画（案）の概要で、女性だけに多様な働き方が大事と言ってしまうと、固定的役割分担意識を再度アピールしてしまうことになりかねないと危惧します。

男女でつくる幸せあふれる奈良県計画の一番最後の各施策分野における主な取組で、テレワーク等の自宅等で時間に縛られず、能力を発揮できる働き方、時間と場所に拘束されない仕事の創出、といった表現が散見されます。家事や育児をしながら、その合間に少しでも仕事をすると思えてしまうのは残念だと思います。西橋女性活躍推進課長がおっしゃったように、女性の働き方イコール男性の働き方ですから、何と書いたらよいのか私も思いつかないですけれども、そう見えない書きぶりでPRをしていただきたいと思います。意見として申し上げました。

もう一つは、社会的養護についてお伺いしたい。今年3月に奈良県でも奈良県社会的養育推進計画を作って、その中に、パーマネンシーケアということで、特別養子縁組を推進することが大事で、民間のあっせん機関との連携をしっかりと取っていないといけないけれども、奈良県においてはまだまだその部分が不十分だと記載しています。全国でも数少ない民間のあっせん機関が奈良県には1か所あります。児童相談所、県、市町村とあっせん機関との連携を前進させていくとおっしゃっていただいてから少しだったのですけれども、連携の現状についてまた教えていただきたいです。

○矢富こども家庭課長 民間あっせん機関は、奈良県に1団体あります。医療現場からソーシャルワークに確実につないでいけるよう、民間あっせん機関との連携について、関係機関との意見交換を実施しています。

○猪奥委員 全国に18しかない民間あっせん機関のうちの1つが奈良県に拠点を置いて活動しています。私もいろいろと話を聞かせていただく中で、民間だから、当然いろいろなところの事業者、あっせん機関と連携を取りながら事業をしているけれども、行政との連携が非常に乏しいことが課題とのことでした。この民間あっせん機関は、障害を持った子を中心にあっせんをしていて、母体はもともとキリスト教的な背景がある団体で、課題のある子どもを優先的にあっせんすることに意義があるだろうということを取り組んでいるそうです。国の障害児のモデル事業として、これまで国や県から補助金を受けながら実施しているけれども、来年度については、県から事業規模の縮小の働きかけがあったと聞きました。一度、話もさせていただいて、県でも検討したいということだったと思うのですけれども、この障害児モデルケースに関する助成金について、今どういう検討状況か教えてください。

○矢富こども家庭課長 猪奥委員お述べのとおり、事業規模の縮小をお願いしている状況です。

○猪奥委員 全国に18しかない民間あっせん機関のうちの1つが奈良県にあるのは非常にありがたいことだと思います。特に障害を持って生まれた子を優先的にあっせんしていることはとても望ましく、これから奈良県がつくり出していきたい道にまさしく合致しているのではないかと思います。民間あっせん機関にはいろいろあります。成約できたらあっせん料として150万円を取るところから、奈良県に所在しているあっせん機関みたいに、あっせん料は、事務手数料10万円、研修費6万円、合わせて16万円というように、身銭を切って実施しているところまであるかと思います。私は、事業規模縮小の話聞いたときに、奈良県が養子縁組を推進すると計画に記載していることと、一体どう整合性が取れるのだろうかと思いました。民間のあっせん機関が、事業規模を圧縮するから補助金を減らしてもらって結構です、うちは、今までこれだけのことをしていたけれど、今後はこれだけにしますからとおっしゃるのだったらともかく、これだけのことをしたい、まだまだ助けてあげたい子どもたちは大勢いるとの思いで取り組んでいる中で、なぜ県が補助金を減らすお願いをするのかがよく分かりません。ここでお願いしても仕方がないですけども、まだまだ検討の余地があると思います。もう一度ご検討いただきたいとお願いして終わります。

○小林（誠）副委員長 まず1点目、奈良っ子未来輝きプランについてです。資料4「第2次奈良県子どもの貧困対策及びひとり親家庭等自立促進計画（案）奈良っ子未来輝きプラン」、25ページに、養育費確保と面会交流への支援が記載されています。①の「養育費確保と面会交流の取り決めにかかる法律相談・専門員相談〔県・市〕」の項目の中に、「養育費の回収についても相談に応じるとともに、効果的な回収方策や面会交流の実現に向けた支援策について研究」と書かれています。もう既に担当課はこれまでの経験から分かっていると思いますが、しっかりとした公的な文書、書類が要ります。しかし、それらは、例えば、家庭裁判所で調停が成立した後、すぐには発行してもらえない。調停協議も、家庭裁判所は忙しいのか、毎月していただけないです。2～3か月に1回です。その2～3か月に1回も、どちらかの都合で延期になると、4か月、5か月後になってしまう。さらに、そこでどちらかの都合が付かなくなったら、ずっと先延ばしになってしまう。養育費が確保できず、経済的負担からなかなか離婚できない、DVを受けていても離婚ができないことがあります。家庭裁判所には、当事者の状況によっては、毎月協議をしてほしい。なぜ家庭裁判所は2～3か月に1回しか協議を行わないのか調査していただきたい。経済的負担によって離婚したくてもできないケースをぜ

ひとつも減らしたいので、ぜひとも研究いただきますように、まずは要望します。

2点目が、こども食堂についてです。31ページに記載がありますが、小学校区におけるこども食堂設置率は現在25.1%です。設置数は61か所だったと思います。この61か所を100%にしたいという県の目標は、今、小学校区が全体で191ある中で、61か所しか設置されていないということなので、ハードルは高いと思いました。

その中で、奈良県は、今年度からこども食堂の設置に対する補助をなくしました。月2万円を3年間という補助金だったけれども、奈良県がこども食堂をまだまだ増やさなければいけない、増やそうとしている中で、この補助金をなくした理由を教えてください。

また、承認させていただいた6月の補正予算の「地域で子育てを支えるこども食堂支援事業」1,300万円ですけれども、交付決定件数と金額も一緒に教えてください。

○矢富こども家庭課長 こども食堂の開設支援については、平成29年度から昨年度まで、小林（誠）副委員長お述べのとおり、24万円を上限に補助を実施してきたところです。補助開始から3年が経過し、こども食堂を開設する団体も、お述べのとおり、県が把握しているだけでも、現在61団体あります。一旦、補助は終了させていただきますが、今年度から新たにこども食堂のコーディネーターを配置して、こども食堂の立ち上げを予定する者に対して、具体的なノウハウを伝えたり、個別相談等を実施したりすることで、こども食堂の開設支援も実施しているところです。

また、コーディネーターは、こども食堂に無償で自社商品を提供していただける企業の発掘も行っています。

2点目、地域で子育てを支えるこども食堂支援事業です。12件の申請がありました。交付決定は12件で、金額は531万円です。

○小林（誠）副委員長 6月の補正予算を承認させていただいたとき、地域で子育てを支えるこども食堂支援事業は、内容も使い勝手もよい補助金だと思いましたが、こども食堂を開設している61団体のうち、まだ12件からしか申請がなく、予算額1,300万円のところ、交付決定額は530万円にとどまっています。こども食堂には今までになかった補助金が新たにでき、いろいろな項目に使え、備品も買えるのに、なぜ利用されないのかとも思います。民間に使い勝手のよいものがあるのかもしれませんが、県としては、ぜひともこの機会に、予算額を使い切るという言い方はおかしい

かもしれませんが、国の補助金が満額出る今のうちに、このチャンスを生かせるように、ぜひともこども食堂に声かけしていただくようよろしくお願いします。

小学校区におけるこども食堂設置率100%に向けて、月額2万円の補助金がどこまで必要なかがまだ分からないのですけれども、地域で子育てを支えるこども食堂支援事業の補助金の利用率と併せて、また、現場の意見をしっかりと聞きながら、担当課にもいろいろ聞きながら、またやっていきたいと思っています。

最後に、一時保護所についてお聞かせいただきたい。今年3月に厚生労働省がガイドラインを出し、子どもの権利が尊重され、安心して生活ができるような体制を保つように留意するべきとしています。児童養護施設は、3年に1回、外部の評価を受けなければなりません。ところが、一時保護所は任意ということです。そこで改めて調べると、全国的には20数%の一時保護所しか外部の評価を受けていないのです。このような中、奈良県の実態はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○矢富こども家庭課長 一時保護は、児童福祉法第33条に、児童相談所長は、必要であると認めるときは、児童を一時的に保護すると規定されており、児童相談所の主要な機能の一つです。今、一時保護については、子どもの生命と安全を守るため、遅延なく適切に実施するとともに、一時保護所における良好な生活環境の提供、専門性の向上、子どもの権利擁護、質の評価と改善が課題であると思います。

小林（誠）副委員長お述べのとおり、今、奈良県の一時保護所については、第三者による評価を実施してはいないけれども、先ほど述べた課題があると認識していますので、職員の自己評価、評価機関による第三者評価を実施することは必要だと考えているので、実施に向けて必要な取組も今後進めていきたいと思っています。

○小林（誠）副委員長 前向きな答弁をいただきました。国も9月に生活のルールもしっかりと議論していく方向を示しました。東京23区には、実際に一時保護を受けた、経験した高校生や若者たちの声もしっかりと反映して、子どもたちの権利が尊重されるような一時保護施設に変えていくという方向性もあります。奈良県でも、管理者、里親など大人だけでルールを決めるのではなく、実際に入所した方の意見を聞きながら、しっかりと子どもの権利が尊重されるような施設にさせていただくように要望します。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

それでは、理事者の方はご退室願います。ご苦労さまでした。委員の方はしばらくお残り願います。

(理事者退席)

それでは、本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思います。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、先ほどまでと同様に挙手の上、マイクを使って発言願います。

参考に、これまでの委員会で各委員会から頂いた意見等を整理した資料をお手元に配付しております。これまでに委員各位から出された意見等を踏まえて、今後、当委員会で特に議論を深めるべき課題や論点等についてご意見をいただき、そして、議論を深めていただいた内容を調査報告書として取りまとめていきたいと考えております。

それではご発言願います。

ご意見ございましたらお願いいたします。

委員各位から特にご意見ないようですので、このような取りまとめ等を踏まえて、今後、調査報告書の骨子案を作成し、次回の委員会で協議を行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。